○総務省告示第三百四十三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項等の規定による地方公共団体が負担すべきこととなる団体組合員に係る額について、次のように定め、平成二十七年十月一日から施行する。

なお、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）は、平成二十七年九月三十日限り、廃止する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成二十七年十月以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の四十・二を乗じて得た金額とする。

○総務省告示第三百四十四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年十月一日から施行し、平成二十七年総務省告示第百三十五号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、平成二十七年九月三十日限り、廃止する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率　千分の五十一・〇

○総務省告示第三百四十五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

本則中「標準給与の総額」を「標準報酬等合計額」に改める。

○総務省告示第三百四十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の三に規定する総務大臣が定めるところにより算定した額を次のように定め、平成二十七年十月一日から施行し、平成二十年総務省告示第百八十三号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の二の二の規定により総務大臣が定めるところにより算定した額を定める件）は、平成二十七年九月三十日限り、廃止する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第五項の規定により地方公共団体が負担する額は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付事業に係る事務に要する費用を除く。）の額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　百分の六十七・五

二　地方公共団体が法第百四十四条の三第一項の規定の適用を受ける者に係る負担をする場合　百分の四十

○外務省告示第三百三十三号

平成二十六年十月二十三日にアスタナで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定について、カザフスタン共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを平成二十七年九月二日に受領した。我が国は、平成二十七年九月二十五日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、カザフスタン共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十六条1の規定に従い、平成二十七年十月二十五日に効力を生ずる。

平成二十七年九月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百三十四号

平成二十七年五月十一日及び同年九月十日にブラジリアで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がブラジル連邦共和国政府との間で行われた。

平成二十七年九月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（在ブラジル日本国大使館からブラジル連邦共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

Ｎｏ．１３４／２０１５

口上書

在ブラジル日本国大使館は、ブラジル連邦共和国外務省に敬意を表するとともに、二千十二年三月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在ブラジル日本国大使館は、日本国政府に代わって、ブラジル連邦共和国外務省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。

在ブラジル日本国大使館は、更に、ブラジル連邦共和国外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第二条1(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条1(b)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十四条2及び第十五条5の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第十三条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、退職等年金給付及び当該退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、当該退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。